

講再部ニュース



ちえいにくる

み～んな、学校現場で働く仲間。
お互いに知恵を出し合って、たくさんの
ちえのわを解いていこう。

No. 45

ご注意ください！！ 今年の 「教員採用選考」は大きく変わります！

コロナ感染拡大も衰えを見せぬ中、新学期が始まり目の回るような日々をお過ごしのことと思いますが、今年の採用選考が大きな変更があります。今のうちに準備を始めてください！

また、教採対策を行う「知恵の和」についても、日程や内容を加味して計画中です。決まり次第チラシをお届けしますので、そちらにもご参加ください。（現在のところ、6月の2週目から3週目の土日で計画中です）

選考の主な変更点

日程

【1次】

7/2 (土)

【2次】

8/8 (月) - **12** (金)

⚠ 例年よりも1週間早い!!
(1次は1日間)

科目

【1次】

- 筆記
- 小論文
- 適正検査

【2次】

- **集団面接**
- 個人面接

⚠ 集団面接は2次選考のみ

方法

申込は県教委HPから

電子申請のみ

提出書類は郵送

⚠ **5/10締切**

他にも、これまでは特別選考として位置付けられていた「スポーツの技能や実績のある人を対象とした教員選考」が別枠で新設（募集定員の内数→別枠で若干名）されるなど、大きな変更があります。**今までどおり受験要項（冊子）を待っていても申し込みはできません。**ご注意ください。また、選考の日程が早まったことにより、これまで学校行事と重ならなかった学校でも、行事等と重なる恐れがあります。受験対策も早めに始めていきましょう！

講再部では、1次の合格発表日が明示されないことから、校務の中で2次の準備が間に合わないことを指摘していました。合格発表も電子化（メールで案内）されることで、タイムリーに情報を得ることができるようになったことは評価すべき点です。しかし、様々な変更について今後アンケートを実施しますのでご協力ください。

常勤講師アンケート 提出のお願い

現在「常勤講師アンケート」の配布をお願いしています。要求を作成するためにもデータの集積が必要です。実際に、アンケートなどからいただいたご意見をもとに、近年では以下のような前進を勝ち取ることができました。お忙しい中ですが、ぜひご協力をよろしくお願い致します。用紙が見当たらない場合は、分会の講再部代表（もしくは分会長）さんに予備の用紙をお渡ししていますので、お申し出ください。

アンケート回収締切 1次：5月20日（金）

◎常勤講師 最近の主な改善点◎

「中断期間」 (年度末の退職期間) の完全撤廃

「臨時的任用は、あくまでも臨時的なもの」という条例の性格上、翌年度も任用するために“別の人を任用している”で、一度退職させるという制度でした。発令で任用期間が3月31日までとなっているため、「自己都合退職」（退職願を書かせる）をさせていました。

2003年度末までは、中断期間が「10日間（3年目は一ヶ月）」あったものを、少しずつ期間を短くさせ、2019年度末に「完全撤廃」となりました。

※完全撤廃までの間、中断期間があっても「年休の繰越」や「社会保険の継続」も勝ち取りました。また完全撤廃により、4月の給与や6月のボーナスなど賃金面での改善、「公立学校共済組合」「教職員互助組合」への加入も認められました。

常勤講師は正規とは異なり、昇給ではなく“前歴換算”により毎回初任給としてその年の号俸が決まります。教育職給料表（2）の1級の適用となっていますが、正規ではないことを根拠に、その初任給決定の号俸に上位制限が設けられ、30代から40代頃には頭打ちになっていました。これもかつての1級69号俸から徐々に引き上げさせ、昨年度まであった「112号俸」の制限を撤廃させ、今年度より給料表上の上限153号俸（理論上）まで初任給決定が可能となりました。（112号俸 321,500円 → 153号俸 335,500円）

ただし再任用との均衡をはかるため、60歳を越える常勤講師は「71号俸」が上位制限のままです。講師と再任用を一つに扱う“講再部”の本領を発揮して、再任用の賃金改善とあわせてこれにも取組んでいきたいと思ひます。

給料の 「上位制限」 完全撤廃

「講師再任用のしおり」で まずはご自身の待遇を 確認してみましよう！

講再部では毎年『講師再任用のしおり』を発行しています。

今年度は、常勤講師の給料の上位制限撤廃、非常勤講師が会計年度任用職員制度へと移行し、休暇制度の改善が進んだので内容を変えています。しおりをご覧いただき、まずはご自身の待遇を確認してください。

長野県高等学校教職員組合 講師再任用職員部
2022年度 講師・再任用のしおり
～ 教育に臨時はなない！～

常勤講師、非常勤講師（会計年度任用職員パート）、再任用職員等の賃金と待遇をまとめた。 (手当等の金額や算出方法、休暇制度などの詳細は『わたしたちの権利』高教組中巻を参照してください。)

当該のみならず権利や勤務条件を確認していただくことが目的ですが、管理職や教諭をはじめ、学校現場で有用に役立つすべての方にも講師・再任用職員が置かれている環境を醸成していただき、同じ目標で一線に活躍の場を拡大していくことも目的としています。ご活用ください。

★ ★ ★ 目 次 ★ ★ ★	
1. 身分	1. 任用期間・河渡
2. 任用期間・中断期間	2. 賃金決定のための関係
3. 勤務時間	3. 賃金表付 等
4. 勤務定数の関係	4. 賃金・課金等
5. 昇給	5. 退職
6. 休学等	6. 健康保険・労務・雇用保険等
7. 退職手当	7. 労務関係制度
8. 非常勤講師手当	8. 退職金
9. 雇用保険による失業給付	10. 退職金
10. 労務	11. 健康保険・年金
11. 健康保険・年金	12. 社会福祉施設
12. 社会福祉施設	13. 給与(任用期間)
13. 給与(任用期間)	14. 勤務日・時間
14. 勤務日・時間	15. 昇給(勤務の発給後)
15. 昇給(勤務の発給後)	16. 賃金
16. 賃金	17. 課金等
17. 課金等	18. 労務・労務
18. 労務・労務	19. 社会福祉施設
19. 社会福祉施設	20. 社会福祉施設
20. 社会福祉施設	21. 退職金
21. 退職金	



長野高教組

ホームページ <http://naganokokyoso.com/>

電話：026-234-2216 FAX：026-234-2219

講師再任用職員部

mail:kosai.nagano-h@educas.jp

担当：原、下平

もう半分しかないのか…と非常に焦りを感じますが(汗) みなさんはいかがですか? 残り半年間、やり残すことがないようにしたいものです…。

しものつばや